（別紙様式３）

年　　月　　日

証明書発行機関長　殿

申請者

住所

氏名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

韓国向け輸出水産動物等の衛生証明書発行申請書

　大韓民国向け輸出水産動物等の衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づき、下記の輸出水産動物等に関し、衛生証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

　なお、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

１．輸出水産動物等の詳細

（１）輸出者の名称、所在地（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）

（２）輸入者の名称、所在地（郵便番号を含む。）、連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）

（３）生産施設／養殖場（天然由来の場合、保管・加工施設があれば記入）

（施設の名称： ）

（施設の住所： ）

漁獲水域（天然）

（国名（外国産の場合）： ）

（漁獲水域： ）

（４）搭載地

（５）搭載日

（６）輸送方法及び便名／船名（いずれかにチェック）

航空機　（便名： ）

船舶　　（船名： ）

（７）輸出水産動物等の商品名（一般名及び学名）

（８）輸出水産動物等の商品明細

（９）輸出水産動物等の温度（いずれか一つにチェック）

□ 常温（生きている）　　　□ 冷凍　　　□ 冷蔵

（10）輸出水産動物等の用途（いずれか一つにチェック）

□ 食用　　　　□ 養殖／増殖（親、卵、配偶子）用　　□ 観賞用

□ 試験研究用　□ 養殖魚の餌料用　　　□ その他（　　　　　　）

（11）総梱包数

（12）梱包のタイプ

（13）正味重量 Net weight（kg、t）

（14）コンテナ番号及びシール番号

（15）到着港

２．誓約事項

上記の韓国向け輸出水産動物等に関して、次に掲げる事項を誓約する。

（１）１．の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨申し出ること。

（５）韓国が指定する対象疾病が現に発生していない養殖場又は漁獲水域に由来すること。

（６）対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、出荷までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で、衛生的に管理すること。